

## 様式2

## 随意契約結果表（委託等契約）

所属名	産業振興課
契約締結年月日	令和6年4月1日
契約者名	エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社
契約名	山梨県中小企業高度化資金及び山梨県中小企業設備近代化資金貸付債権管理回収業務委託契約
契約金額 (税込み)	4,958,800円
随意契約理由	<p>専門性の高い確実な債権回収、債権管理業務の効率化を図るため、平成25年に公募型企画提案（プロポーザル）方式による委託業者の選定を行い、同年7月から高度化資金にかかる全ての貸付先の債権管理回収業務をエム・ユー・フロンティア債権回収株式会社に委託している。</p> <p>今年度においても、引き続き専門性の高い確実な債権回収、債権管理業務の効率化を推進していく必要があることから、高度化資金の債権管理回収業務を同社へ委託した。</p> <p>なお、平成26年度からは、高度化資金と性質上同一である設備近代化資金についても併せて委託している。</p> <p>契約方法については、次の理由により地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しないもの）に該当するため随意契約とした。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>債権回収会社によって得意分野、ノウハウ、料金体系等が異なるため、単なる競争入札では、より専門性の高い確実な債権回収、債権管理業務の効率化を図るといふ目的が達成できないこと。</li><li>委託業務は、貸付先の経営状況の把握・分析、経営支援、債権保全及び債権回収を行わせるものであるが、貸付先の種別及び業種は様々であり、それぞれ経営課題も異なるので、より専門性の高い確実な債権回収、債権管理業務の効率化を図るといふ目的達成のためには、同一の者が貸付先の情報を継続的に把握し、信頼関係を構築することが不可欠であること。</li></ol>
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号